

平成 23 年 2 月 9 日

公明党代表 山口那津男
同 幹 事 長 井上 義久
同災害対策本部長 木庭健太郎

霧島連山・新燃岳の噴火災害に関する提言

1 月 26 日早朝から断続的に続く霧島山系・新燃岳の噴火活動は 27 日には大きな爆発的噴火があり、噴石や降灰による市内小中学校の休校や噴火による空振の不安等、市民生活に深刻な影響をもたらしている。

現在はある程度の落ち着きを見せているが、断続的に降灰が続いており、噴火活動の長期化も懸念されている。多量の降灰により地元住民の生活及び諸産業に大きな被害をもたらしており、先の見えない災害に市民も大きな不安を抱えている。周辺地域における安心・安全な市民生活の確保はもとより地域経済の早期回復のためにも、下記の事項について早急に措置を講ずるべきである。

1. 被災地域に係る対策経費について特別交付税の増額配分による支援措置を講じるとともに、予備費の活用についても検討し被害対策の充実を図ること
2. 霧島山系の観測体制並びに予報体制の強化を図ること
3. 周辺住民への迅速な情報提供と対処法の通知を徹底し、避難対策に万全を期すこと
4. 土石流の発生に備え、万全の対策を講じること
5. 周辺住民の健康面・精神面における負担を緩和するためのケアを行うこと
6. 観光業や農業等に対する風評被害を最小限に抑えるため、適切な広報を行うこと
7. 噴火の影響で経営が悪化した観光業、中小・零細企業者を含む関連産業の復興に向けて経営相談の強化や資金繰り支援の充実などきめ細かな対策を

講ずること。また被用者の生活支援のため雇用調整助成金の活用をすること

8. 長期化を想定した影響・対策シミュレーションを行い関係自治体と連携を密にとること

9. 新燃岳噴火による被災地域について桜島噴火と同様に「活動火山対策特別措置法」に基づく支援を行えるよう措置を講ずること

具体的には

i.新燃岳について「活動火山対策特別措置法」に定める内閣総理大臣による「降灰防除地域」の指定を行うこと。

ii.新燃岳について「活動火山対策特別措置法」に定める防災営農対策を実施するため内閣総理大臣による「避難施設緊急整備地域」の指定を行うこと。

iii.降灰除去事業について、「活動火山対策特別措置法施行令」に定める国土交通大臣による指定を早急に行うこと。

iv.降灰除去事業については、1月26日まで遡及して除去事業の補助対象とすること。

10. 防災営農対策として、特に土壌改良支援及び、営農再開に係る種子代、肥料代、農産資材など必要経費に対する支援を行うこと。

11. 降灰除去事業についての特別交付税については、応急対応すべき単独事業についても補助事業と同様の扱いをすること。

12. 平成22年梅雨前線による大雨の被害を受け、すでに復旧事業採択を受けた被災箇所について、今回の降灰被害により増破した分は梅雨前線豪雨被害と一連の被災として対応できるよう措置を講ずること。

〈了〉